

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令 { (イ) 第 41 条 { 特定認定長期優良住宅以外  
(a) 新築されたもの  
(b) 建築後使用されたことのないもの  
特定認定長期優良住宅  
(c) 新築されたもの  
(d) 建築後使用されたことのないもの } }  
(ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)  
取得の原因 (1) 売買 (2) 競落

の規定に基づき、下記の家屋 { 平成 年 月 日 { (ハ) 新築 } }  
{ (ニ) 取得 } }

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	国分寺市
家屋番号	番

平成 年 月 日

国分寺市長 星 野 信 夫